

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 30 号

函館市社会福祉審議会条例の一部改正について

函館市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

函館市社会福祉審議会条例（平成 17 年函館市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし，第 3 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ，第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 3 条 審議会は，委員 28 人以内をもって組織する。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会福祉法の一部改正に伴い，社会福祉審議会の委員の定数を定めるため